



令和元年 (2019年) 11月 28日 (木)

No. 15062 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆☆欧州各国の知的財産制度

—第2回— 英国 (中) (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) (10)

☆知的財産研修会 (二酸化炭素含有粘性

組生物大合議判決の解析) (11)

欧州各国の知的財産制度

—第2回— 英国 (中)

日本大学法学部 (大学院法学研究科)

教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、英国の知的財産制度のうち、意匠制度を中心に解説する。

特許制度と同様に、その歴史は古い。当初は、最初の意匠制度として、1787年に、「意匠保護条例」が制定され、織物意匠に2か月間の専用権が付与されることになった。

2. 総論

英国の知的財産法のうち、意匠制度については、

英国の意匠制度は、その後、改正を重ね、1949年に「意匠法」(登録意匠制度)が制定され、現在の意匠法の基礎が形成された。ただし、当時、この意匠



Patent Attorneys
KUZUWA & PARTNERS
葛和国際特許事務所

副所長	弁理士	塩崎	所長	弁理士	葛和	清司*		
	弁理士	江	進		副所長	弁理士	木村	伸也, Ph.D.
	弁理士	杉	頭一			弁理士	井上	純一郎
	弁理士	大栗	由美			弁理士	千野	櫻子
	弁理士	木羽	邦敏			弁理士	高河原	芳子, Ph.D.
	弁理士	小田切	美紗			弁理士	矢後	知美*
	弁理士	松浦	綾子		常任顧問	弁理士	前田	正夫
中国弁理士	鄭	益鴻	由美		技術顧問		R. Sankaran, Ph.D.	

*付記弁理士登録済

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビルディング17階

TEL 03(5321)6761 FAX 03(5321)6760

E-Mail info@kuzuwa.com URL <http://www.kuzuwa.com>

法は、ある程度の保護のみを必要とする意匠を製造する企業にとっては、メリットが少なく、登録に関する形式についても負担になっていたようである。

そこで、1968年の「意匠・著作権法」を経て、1988年に「著作権・意匠・特許法」が制定され、この法律の中で、非登録意匠制度が規定されることになった。こうして、英国では、1949年の「登録意匠制度」と共に、1988年の「非登録意匠制度」が併存することになり、現在に至っている。

3. 意匠制度 (登録意匠制度)

英国の意匠制度 (登録意匠制度) は、「意匠法」として、1949年に成立した後、1988年に一部改正され、2001年に欧州意匠指令を受けて大幅改正され、その後、2006年の一部改正など、いくつかの改正を経て、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、英国の意匠制度 (登録意匠制度) について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない限り、英国の「意匠法」の条文を示す。)

(1) 保護対象

「意匠」は、「製品全体又はその一部の外観であって、特に、その製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方若しくは素材又は装飾の特徴に起因するもの」と定義されている (1条 (2))。

また、「製品」とは、「コンピュータ・プログラム以外の工業的又は手工芸的品目のすべて」を意味し、「包装、外装、図示された記号、印刷用の活字書体及び複合製品を組み立てるための部品」を含むことが規定されている (1条 (3))。

なお、部分意匠制度が採用されている。

(2) 登録要件

①新規性・独自性

意匠の登録要件については、「意匠が新規性及び独自性を有している限りにおいて、その意匠は保護される」ことが規定されている (1B条 (1))。

新規性については、「基準日 (出願日又は優先日) 前に、ある意匠と同一の意匠又は重要でない細部においてのみ特徴が異なる意匠が、公衆の利用に供されていなかった場合」は、その意匠は新規性を有する (1B条 (2))。なお、

意匠が基準日前に発表され、展示され、取引に使用され、又はそれ以外の方法で開示されており、かつ、その開示が、新規性喪失の例外に該当しない場合には、その意匠は公衆の利用に供されているものとされる (1B条 (5))。

独自性については、「ある意匠が与える全体的印象が、基準日前に公衆の利用に供されていた意匠が与えていた全体的印象と異なっている場合」は、その意匠は独自性を有する (1B条 (3))。なお、意匠が独自性を有している程度を決定するに当たっては、創作者の意匠創作における自由度が考慮される (1B条 (4))。

<解説>

英国の意匠法において、工業上利用可能性、創作非容易性は登録要件ではないが、日本の意匠法においては、工業上利用可能性、創作非容易性は登録要件に含まれている (日本国意匠法 3条 1項、2項)。

②新規性喪失の例外

次の事情における開示は、新規性を喪失しない (1B条 (6))。

- (a) 欧州経済地域において事業を営んでおり、それに関連している分野の熟練者にとって、通常の営業過程において、基準日前に合理的には知られる可能性がなかった開示
- (b) 秘密保持の条件 (明示的であるか黙示的であるかを問わない) の下で、意匠創作者又はその権原承継人以外の者への開示
- (c) 基準日直前の12月の期間内に、意匠創作者又はその権原承継人による開示
- (d) 意匠創作者又はその権原承継人によって与えられた情報又はそれ以外の行為の結果として、基準日直前の12月の期間内に、意匠創作者又はその権原承継人以外の者による開示
- (e) 意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として、基準日直前の12月の期間内に行われた開示

<解説>

新規性喪失の例外の対象については、英国と日本で異なる規定が置かれているが、新規性喪失の例外期間については、英国は「12月」(1年) であり、日本と同じである (日本国意匠法 4条)。